

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
（趣旨） 第1条 （略） （工事検査の種類） 第2条 （略） （検査命令権者） 第3条 この規程において「検査命令権者」とは、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第4条及び第5条の規定に基づき工事検査の命令をする権限を有する者(委託に係る工事検査にあっては、委託を受けて工事検査の命令をする者)をいう。 2 次の各号に掲げる検査命令権者は、それぞれ当該各号に掲げる工事検査の命令をするものとする。 (1) 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁(以下「本庁」という。)の部長(土木部にあっては、土木部建設検査長。第4号において同じ。) 当初の1件の請負対象金額（当初契約の際の1件の請負対象金額をいう。以下同じ。）が5億円以上の工事について次に掲げる工事検査 ア 完成検査、中間検査及び債務負担行為に係る工事の年度最終の出来高検査 イ 新工法工事、新材料等使用工事及び特殊な工事について必要があると認めた工事検査 ウ 委託を受けた工事検査 (2) 本庁の課(以下「課」という。)のうち、その主管に属する工事に関連する事務を所掌する高知県行政組織規則第3条第2号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)がある課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長。第4号において同じ。) 次に掲げる工事検査	（趣旨） 第1条 （略） （工事検査の種類） 第2条 （略） （検査命令権者） 第3条 この規程において「検査命令権者」とは、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第4条及び第5条の規定に基づき工事検査の命令をする権限を有する者(委託に係る工事検査にあっては、委託を受けて工事検査の命令をする者)をいう。 2 次の各号に掲げる検査命令権者は、それぞれ当該各号に掲げる工事検査の命令をするものとする。 (1) 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁(以下「本庁」という。)の部長(土木部にあっては、土木部建設検査長。第4号において同じ。)1件の請負対象金額が5億円以上の工事について次に掲げる工事検査 ア 完成検査、中間検査及び債務負担行為に係る工事の年度最終の出来高検査 イ 新工法工事、新材料等使用工事及び特殊な工事について必要があると認めた工事検査 ウ 委託を受けた工事検査 (2) 本庁の課(以下「課」という。)のうち、その主管に属する工事に関連する事務を所掌する高知県行政組織規則第3条第2号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)がある課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長。第4号において同じ。) 次に掲げる工事検査

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
ア 当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上5億円未満の工事について前号アからウまでに掲げる工事検査 イ 当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満の工事について前号イ及びウに掲げる工事検査 (3) 前号に掲げる課以外の課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長) 次に掲げる工事検査 ア 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事について第1号アからウまでに掲げる工事検査以外の工事検査 イ 当初の1件の請負対象金額が5億円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査 (4) 出先機関の長 次に掲げる工事検査 ア 当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上の工事について第1号に規定する本庁の部長が命令をする工事検査又は第2号に規定する課の長が命令をする工事検査以外の工事検査 イ 当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査(第1号イ及びウに掲げる工事検査を除く。) (検査命令) 第4条 (略) (検査職員) 第5条 (略)	ア 1件の請負対象金額が5,000万円以上5億円未満の工事について前号アからウまでに掲げる工事検査 イ 1件の請負対象金額が5,000万円未満の工事について前号イ及びウに掲げる工事検査 (3) 前号に掲げる課以外の課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長) 次に掲げる工事検査 ア 1件の請負対象金額が5億円以上の工事について第1号アからウまでに掲げる工事検査以外の工事検査 イ 1件の請負対象金額が5億円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査 (4) 出先機関の長 次に掲げる工事検査 ア 1件の請負対象金額が5,000万円以上の工事について第1号に規定する本庁の部長が命令をする工事検査又は第2号に規定する課の長が命令をする工事検査以外の工事検査 イ 1件の請負対象金額が5,000万円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査(第1号イ及びウに掲げる工事検査を除く。) (検査命令) 第4条 (略) (検査職員) 第5条 (略)

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
（検査の委託及び受託） 第6条 （略） （農業振興部等主管工事の検査の特例） 第6条の2 農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部が主管する工事(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事にあつては、当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上のもの及び当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満のもの(第3条第2項第1号イに掲げる工事検査を実施する必要があるものに限る。以下この条において同じ。))に限る。)については、土木部において工事検査(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事で、当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上のものにあつては同号ア及びイに掲げる工事検査、当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満のものにあつては同号イに掲げる工事検査に限る。)を実施するものとする。この場合において、当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事についての同号ア及びイに掲げる工事検査にあつては土木部建設検査長が、それ以外の工事検査にあつては土木部技術管理課長が命令をするものとする。 （兼務の禁止） 第7条 （略） （服務） 第8条 （略）	（検査の委託及び受託） 第6条 （略） （農業振興部等主管工事の検査の特例） 第6条の2 農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部が主管する工事(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事にあつては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のもの及び1件の請負対象金額が5,000万円未満のもの(第3条第2項第1号イに掲げる工事検査を実施する必要があるものに限る。以下この条において同じ。))については、土木部において工事検査(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事で、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものにあつては同号ア及びイに掲げる工事検査、1件の請負対象金額が5,000万円未満のものにあつては同号イに掲げる工事検査に限る。)を実施するものとする。この場合において、1件の請負対象金額が5億円以上の工事についての同号ア及びイに掲げる工事検査にあつては土木部建設検査長が、それ以外の工事検査にあつては土木部技術管理課長が命令をするものとする。 （兼務の禁止） 第7条 （略） （服務） 第8条 （略）

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
（工事検査の立会い） 第 9 条 （略） （工事検査の実施） 第 1 0 条 （略） （検査の合否判定） 第 1 1 条 （略） （検査の合否決定等） 第 1 2 条 （略） （工事成績の評定） 第 1 3 条 （略） （適用除外工事） 第 1 4 条 （略） （雑則） 第 1 5 条 （略）	（工事検査の立会い） 第 9 条 （略） （工事検査の実施） 第 1 0 条 （略） （検査の合否判定） 第 1 1 条 （略） （検査の合否決定等） 第 1 2 条 （略） （工事成績の評定） 第 1 3 条 （略） （適用除外工事） 第 1 4 条 （略） （雑則） 第 1 5 条 （略）

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
付 則 （施行期日） 1 この訓令は、昭和 42 年 2 月 1 日から施行する。 （他の規程の一部改正） 2 高知県農業土木事業検査規程(昭和 41 年 7 月高知県訓令第 42 号)の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付 則(昭和44年11月14日訓令第20号) この訓令は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号) この訓令は、昭和 52 年 8 月 9 日から施行する。 附 則(昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号) この訓令は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号) この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号) この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号) この訓令は、昭和 56 年 11 月 24 日から施行する。	付 則 （施行期日） 1 この訓令は、昭和 42 年 2 月 1 日から施行する。 （他の規程の一部改正） 2 高知県農業土木事業検査規程(昭和 41 年 7 月高知県訓令第 42 号)の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付 則(昭和44年11月14日訓令第20号) この訓令は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号) この訓令は、昭和 52 年 8 月 9 日から施行する。 附 則(昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号) この訓令は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号) この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号) この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号) この訓令は、昭和 56 年 11 月 24 日から施行する。

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和63年10月1日訓令第13号) この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。 附 則(平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号) この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 9 年 4 月 1 日訓令第 3 号) この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 10 年 4 月 1 日訓令第 2 号) この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 11 年 4 月 1 日訓令第 17 号) この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 13 年 4 月 1 日訓令第 14 号の 3) この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号) この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和63年10月1日訓令第13号) この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。 附 則(平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号) この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 9 年 4 月 1 日訓令第 3 号) この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 10 年 4 月 1 日訓令第 2 号) この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 11 年 4 月 1 日訓令第 17 号) この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 13 年 4 月 1 日訓令第 14 号の 3) この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号) この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	旧条文（抜粋）
附 則(平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2) この訓令は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。 附 則(平成 18 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号) この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号) この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号) この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号) この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 7 年 2 月 21 日訓令第 1 号) この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2) この訓令は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。 附 則(平成 18 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号) この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号) この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号) この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号) この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）			現行条文（抜粋）		
範 囲	検査区分	検 査 職 員	範 囲	検査区分	検 査 職 員
当初の1件の請負 対象金額が5千万 円以上の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長	1件の請負対象金 額が5千万円以上 の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長
	・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ		・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ
	・材料検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員		・材料検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
当初の1件の請負 対象金額が5千万 円未満の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長 当該工事（少額工事を除く）を担当しない班長・チーフ	1件の請負対象金 額が5千万円未満 の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長 当該工事（少額工事を除く）を担当しない班長・チーフ
	・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ		・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ
	・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員		・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。			注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。		

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
・林業出先機関においては技術次長を次長とする。 ・少額工事とは、当初の請負対象金額250万円未満とする。 ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。 （検査命令） 第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。 （1）請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。 （2）監督職員から検査の要請があった場合。 （3）新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。 （4）検査の依頼委託を受諾した工事検査。 2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。 （1）当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事 （2）仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事 （3）ダム工事 （4）100m以上のトンネル工事 （5）特に検査命令権者が必要と認めた工事 （検査の実施） 第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。	・林業出先機関においては技術次長を次長とする。 ・少額工事とは、請負額250万円未満とする。 ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。 （検査命令） 第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。 （1）請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。 （2）監督職員から検査の要請があった場合。 （3）新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。 （4）検査の依頼委託を受諾した工事検査。 2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。 （1）1件の請負対象額が5億円以上の工事 （2）仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事 （3）ダム工事 （4）100m以上のトンネル工事 （5）特に検査命令権者が必要と認めた工事 （検査の実施） 第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）																		
2 中間検査については、検査規程第2条第（2）号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。 （1）中間検査対象範囲 ア 当初請負対象金額5000万円以上の工事を原則とする。 イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。 ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。 （2）中間検査回数 ア 1回を原則とする。ただし、低入札工事は2回を原則とする。（低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。） （表削除） イ 検査回数は、上記アを基本とするが、同一年度に複数の場所において検査を要する工事（仮組検査を設計計上している大規模橋梁（上部工）工事や、ブロック製作と据え付けを行う港湾工事など）は増とするなど、必要に応じて増減できるものとする。 （表削除） ウ 債務工事については、当初請負対象金額を年度支払限度額として読み替え適用するものとする。 エ （削除） オ （削除）	2 中間検査については、検査規程第2条第（2）号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。 （1）中間検査対象範囲 ア 当初請負対象金額5000万円以上の工事を原則とする。 イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。 ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。 （2）中間検査回数 ア 道路、河川、橋梁（工場製作は除く。）、公園、上下水道、区画整理、砂防、海岸、港湾、漁港、建築、耕地、森林土木などの工事 <table><tr><th>請負対象金額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>5,000万円以上～15,000万円未満</td><td>1回以上</td><td>2回以上</td></tr><tr><td>15,000万円以上</td><td>2回以上</td><td>3回以上</td></tr></table> イ 港湾、漁港、海岸で1工種、単純断面の工事。 <table><tr><th>請負対象金額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>5000万円以上～20,000万円未満</td><td>1回以上</td><td>2回以上</td></tr><tr><td>20,000万円以上</td><td>2回以上</td><td>3回以上</td></tr></table> ウ 低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。 エ 検査回数は、上記のア、イを基本とするが、検査命令権者は必要に応じ増減することができるものとする。 オ 債務工事については、請負対象金額を年度支払限度額として読み替え適用するものとする。	請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	5,000万円以上～15,000万円未満	1回以上	2回以上	15,000万円以上	2回以上	3回以上	請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	5000万円以上～20,000万円未満	1回以上	2回以上	20,000万円以上	2回以上	3回以上
請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																	
5,000万円以上～15,000万円未満	1回以上	2回以上																	
15,000万円以上	2回以上	3回以上																	
請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																	
5000万円以上～20,000万円未満	1回以上	2回以上																	
20,000万円以上	2回以上	3回以上																	

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
(3) 中間検査の時期 検査時期は、概ね工事進捗率30%から80%の間で、監督職員が工事内容により中間検査回数に応じた最適な時期を選定し、検査命令権者に報告しなければならないものとする。 （検査の特例） 第5条 （略） （検査の合否判定） 第6条 （略） （検査の合否決定） 第7条 検査命令権者は、検査職員の検査結果の報告を受け、総合的な判断のもとに検査の合否を決定するものとする。 2 検査命令権者は、検査の結果「不合格」と認めた場合は、不適合な箇所の出来形及び補修、改造、手直し（以下「手直し」という。）等の調査及び手直し工事の監督指導を総括監督員に指示しなければならない。 3 検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の委員は次に定める職員とする。	(3) 中間検査の時期 検査時期は、概ね工事進捗率30%から80%の間で、監督職員が工事内容により中間検査回数に応じた最適な時期を選定し、検査命令権者に報告しなければならないものとする。 （検査の特例） 第5条 （略） （検査の合否判定） 第6条 （略） （検査の合否決定） 第7条 検査命令権者は、検査職員の検査結果の報告を受け、総合的な判断のもとに検査の合否を決定するものとする。 2 検査命令権者は、検査の結果「不合格」と認めた場合は、不適合な箇所の出来形及び補修、改造、手直し（以下「手直し」という。）等の調査及び手直し工事の監督指導を総括監督員に指示しなければならない。 3 検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の委員は次に定める職員とする。

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）

	議 長	会 議 委 員	
当初の1件の請負 対象金額が5,000万 円以上の検査	事業担当部局長又は事 業担当部局長が指名し た者	事業担当部長 事業担当技術副部長 建設検査長 検査担当課室長 事業担当課室長 契約担当課室長 その他議長が認める者	
当初の1件の請負 対象金額が5,000万 円未満の検査	検査命令権者又は検査 命令権者が指名した者	出先機関のある場合	出先機関のない場合
		所長 技術次長等 土木技査・技査 工事担当課長 その他議長が認める者	事業担当課室長 副参事 技術補佐 建築技査・技査 契約担当課室長 その他議長が認める者

（雑則）

第8条

（略）

（適用外工事）

第9条

（略）

附則

- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。

現行条文（抜粋）

	議 長	会 議 委 員	
5,000万円以上の検 査	事業担当部局長又は事 業担当部局長が指名し た者	事業担当部長 事業担当技術副部長 建設検査長 検査担当課室長 事業担当課室長 契約担当課室長 その他議長が認める者	
5,000万円未満の検 査	検査命令権者又は検査 命令権者が指名した者	出先機関のある場合	出先機関のない場合
		所長 技術次長等 土木技査・技査 工事担当課長 その他議長が認める者	事業担当課室長 副参事 技術補佐 建築技査・技査 契約担当課室長 その他議長が認める者

（雑則）

第8条

（略）

（適用外工事）

第9条

（略）

附則

- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年10月1日から施行する。